

88 東日本大震災農業生産対策交付金

【復旧・復興対策分2, 899百万円】

【うち復興庁計上分2, 899百万円】

対策のポイント

震災の影響により低下した生産力の回復、消費者の信頼回復や新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・津波の被災地では、砂やヘドロ等の農地への流入により、生産力が低下しており、生産力の回復に向けた取組が必要です。
- ・被災により生産の休止や風評被害を受けた産地では、需要者や消費者の信頼の回復が重要です。
- ・被災地では生産環境が変化した地域もあり、品目転換など新たな高付加価値化、低コスト化に向けた支援が求められています。

政策目標

被災地域における農業産出額平成22年度比100%以上

<主な内容>

1. 被災地における生産力の回復

津波等の影響で生産力が低下した農地等において、生産関連施設の再編整備、農業機械の導入、農業用資機材の共同調達、鳥獣被害防止対策、農地生産性回復に向けた土づくり等の取組等、特に問題となっている事柄に対して集中的に対策を講じることにより、効率的な生産力の回復を支援します。

2. 被災地における信頼の回復

被災により生産の休止や風評被害を受けた地域における消費者の信頼の回復や産地ブランドの再興に向け、大豆の契約販売の促進、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度な農業生産工程管理（GAP）の導入、品種・品目転換や資材施用等による放射性物質の吸収抑制対策等の取組を支援します。

3. 新たな高付加価値化、低コスト化に向けた取組

津波被害等による農地環境の変化に対応するための、品目・品種転換や移転先における新規栽培に必要な資材等の共同調達、販路の新規開拓に必要な取組を支援するとともに、被災農地の担い手への集約に併せ、東北地方において二毛作など水田の高度利用を可能とする新技術、低コスト化技術等の実証を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 ）

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 （03-3502-5945（直）））